

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

(1) 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(2) 当社の課題

・女性が多い職場ではあるが、平均勤続年数は男性より短い結果である。
男女の平均勤続年数の差異を小さくするためにも、女性にとって働きやすい職場環境を構築する取組が必要である。

(3) 目標

男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数割合を80%以上とする。

(4) 実施時期・取組内容

- ・令和4年4月～ 妊娠中、産前・産後休業や育児休業復帰後の配慮や処遇に関する周知する
～産前・産後休業や育児休業取得を推進する取組として、非正社員を含めた産前・産後休業や育児休業取得を推進する
- ・令和5年4月～ すべての社員を対象としたマタハラ・セクハラ・パワハラ防止のための取組を実施する
- ・令和7年4月～ 定期的な社員への意識調査(職場風土、ハラスメント等に関するもの)を行い、職場風土の改善をはかる